○総務省告示第四十六号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十二条の三第一項の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第三百二十五号（電波法施行規則第五十二条の三第一項の規定に基づき、申請又は届出を電子申請等により行う場合において、電磁的記録を送信することにより提出することができない書類等を定める件）の一部を次のように改正し、平成三十年三月一日から施行する。

総務大臣　野田　聖子

平成三十年二月一日

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
施行規則第五十二条の三第一項の総務大臣が別に告示する書類等は、次の各号に掲げる手続について、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。	施行規則第五十二条の三第一項の総務大臣が別に告示する書類等は、次の各号に掲げる手続について、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
［1～6　略］	［1～6　同上］
［削る］	7　従事者規則第四十九条第一項の規定による免許証の訂正の申請　免許証
7　従事者規則第五十条の規定による免許証の再交付の申請（免許証を失った場合を除く。）　免許証	8　従事者規則第五十条の規定による免許証の再交付の申請（免許証を失った場合を除く。）　免許証
8　従事者規則第五十六条の規定による船舶局無線従事者証明書（この号及び次号において「証明書」という。）の訂正の申請　証明書	9　従事者規則第五十六条の規定による船舶局無線従事者証明書（この号及び次号において「証明書」という。）の訂正の申請　証明書
9　従事者規則第五十七条の規定による証明書の再交付の申請（証明書を失った場合を除く。）　証明書	10　従事者規則第五十七条の規定による証明書の再交付の申請（証明書を失った場合を除く。）　証明書
10　無線従事者規則の一部を改正する省令（平成二十一年総務省令第百三号）附則第四項の規定により免許証の訂正を受けることができるものとされた同令による改正前の従事者規則第四十九条の規定による免許証の訂正の申請	［新設］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

○総務省告示第四十七号

電波法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第四号）の施行に伴い、次に掲げる告示は、平成三十年二月二十八日限り廃止する。

総務大臣　野田　聖子

平成三十年二月一日

一　平成六年郵政省告示第七十六号（総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が発給する証票の様式等を定める件）

二　平成十年郵政省告示第百三十五号（無線従事者規則第九十七条の規定により、電磁的方法により記録し、提出することができる書類並びにその記録及び提出の方法を定める件）

三　平成十一年郵政省告示第二百三十一号（電波法施行規則第五十二条の二の規定により、電磁的方法により記録し、提出することができる書類等並びにその記録及び提出の方法を定める件）

四　平成十一年郵政省告示第二百三十二号（無線局免許手続規則第三十二条の規定により、電磁的方法により記録し、提出することができる書類等並びにその記録及び提出の方法を定める件）

五　平成十四年総務省告示第六百五号（電磁的方法により記録及び提出することができる書類並びにその記録及び提出の方法を定める件）

六　平成二十一年総務省告示第三百二十四号（電波法施行規則第三十八条第三項ただし書の規定に基づき、証票を備え付けることを要しない無線局を定める件）

七　平成二十三年総務省告示第二百八十号（登録検査等事業者等規則第二十四条の規定による電磁的方法により記録し、提出することができる書類並びにその記録及び提出の方法を定める件）

○国土交通省告示第百三十号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第六項及び第九十六条の二第三項並びに航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百二条の四の規定に基づき、航空法第九十六条の二第一項及び第二項（航空法第九十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定による規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示（平成二十六年国土交通省告示第百五号）の一部を次のように改正する。

国土交通大臣　石井　啓一

平成三十年二月一日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
別表第一　（略）		
別表第二		
航空交通情報圏の名称	航空交通情報の提供に関する業務を行う機関	適用時間
（略）	（略）	（略）

改正前		
別表第一　（略）		
別表第二		
航空交通情報圏の名称	航空交通情報の提供に関する業務を行う機関	適用時間
（略）	（略）	（略）